

若者定住支援事業補助金請求の方法について

若者定住支援事業補助金は請求書を提出してから約2週間後に交付されます。
また、請求書が期限までに提出されない場合は、交付されないこともありますので
ご注意ください。

請求期間及び提出書類等は、次のとおりです。

1 請求期間

補助金（実績報告）は、3ヶ月分ごとに次表のとおり請求してください。

期 別	対象家賃	請求（実績報告）期間
第1期	3月分～ 5月分	6月1日～15日
第2期	6月分～ 8月分	9月1日～15日
第3期	9月分～11月分	12月1日～15日
第4期	12月分～ 2月分	3月1日～15日

例：3、4、5月分を6月1日から15日までに請求する。

注意：事務処理上、請求期間内に請求をしなければ補助できませんので忘れないで
ください。 請求（提出）が遅れる場合は、必ず連絡してください。

2 提出書類

① 若者定住支援事業補助金請求書兼実績報告書

② 家賃の領収書または家賃支払確認書

※ 家賃支払確認書には家賃受領者の証明が必要です。

①、②の書類及び口座振替依頼書（初回請求時にご持参ください。）を同封させて
いただきます。上記の請求期間に請求する際にご使用ください。

3 提出先

039-2392 六戸町大字犬落瀬字前谷地60

六戸町役場 まちづくり推進課 Tel55-2411 担当：吉田

要 注 意： 補助対象世帯の資格と補助金返還

○六戸町若者定住支援事業補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定により、六戸町
に2年以上継続して定住することが資格要件となっております。**定住期間が2年未
満の場合は補助金全額返還となる場合があります。**2年未満になりそうな場合、必ず
事前相談して下さるようお願いいたします。（当課に相談せずに転出・転居は行わな
いでください）

○補助金交付申請書に添付した「町内会加入証明書」にて各町内会長から町内会加入
証明をもらったにも関わらず、町内会へ未加入と思われる方が一部見受けられると
連絡がありましたので、**随時実態調査**を行います。

「2年間の定住確約」と「町内会加入」が補助条件となっておりますので、**虚偽の
町内会加入の場合、補助金全額返還対象となる場合があります。**

「町内会に加入している」の判断は各町内会長並びに各町内会規約を基に判断され
ますので、「町内会加入証明書」を提出しただけでは、「町内会に加入している」
とは言えませんので留意願います。